

議案第104号

専決処分について

次の事件は、その処理に急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

専決第8号 令和5年度長岡市一般会計補正予算

専決第8号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月7日

長岡市長 磯田達伸

令和5年度長岡市一般会計補正予算

議案第110号

長岡市墓園条例の制定について

長岡市墓園条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市墓園条例

長岡市墓園条例（昭和40年長岡市条例第11号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 区画墓地の使用（第3条—第15条）

第3章 共同墓の使用（第16条—第26条）

第4章 雑則（第27条—第29条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 本市は、市民の公衆衛生及び福祉の増進に資するため、墓園を設置する。

（名称及び位置）

第2条 墓園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長岡市墓園	長岡市鉢伏町1409番地
長岡市越路墓園	長岡市来迎寺甲896番地1
長岡市仏の入墓園	長岡市蓮花寺285番地10
長岡市小島谷墓園	長岡市小島谷2384番地3

第2章 区画墓地の使用

（区画墓地の設置）

第3条 長岡市墓園、長岡市越路墓園、長岡市仏の入墓園及び長岡市小島谷墓園に、墳墓を設けるために区画された墓地（以下「区画墓地」という。）を設ける。

（区画墓地の使用許可）

第4条 区画墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 区画墓地の使用の許可は、1世帯につき1区画とする。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、2区画以上の区画墓地の使用の許可を受けることができる。

（区画墓地の使用者の資格）

第5条 前条の許可（以下「区画墓地使用許可」という。）を受けることができる者は、本市に住所を有する者とする。ただし、市長が相当の理由があると認め

る者については、この限りでない。

(区画墓地の使用方法)

第6条 区画墓地の使用の許可を受けた者(以下「区画墓地使用者」という。)は、区画墓地を、墳墓の用に供すること以外の目的に使用してはならない。

2 区画墓地に設けられる墳墓は、規則で定める基準に適合しなければならない。

3 区画墓地使用者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 区画墓地使用許可に係る区画墓地を常に清浄にしておくこと。

(2) 墳墓その他の施設物等が破損し、又は転倒したときは、速やかに修復すること。

(区画墓地使用料)

第7条 区画墓地使用者は、別表第1に定める区画墓地使用料を納入しなければならない。

2 前項の区画墓地使用料は、区画墓地使用許可の際納入しなければならない。

ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(区画墓地使用料の還付)

第8条 既納の区画墓地使用料は、還付しない。ただし、区画墓地使用者が区画墓地使用許可を受けた後2年以内にその区画墓地を返還したときは、既納の区画墓地使用料の半額を還付する。

(墓園管理手数料)

第9条 区画墓地使用者は、清掃その他の墓園の管理に要する経費として別表第2に定める墓園管理手数料を納入しなければならない。

2 前項の墓園管理手数料は、5年以内において市長が定める年分を前納しなければならない。

(墓園管理手数料の還付)

第10条 既納の墓園管理手数料は、還付しない。ただし、区画墓地使用者がその区画墓地を返還したときは、その返還後の期間に係る既納分について還付する。

(墓園管理手数料の減額)

第11条 市長は、区画墓地使用者が墓園管理手数料を納入することが困難であると認めたときは、これを減額することができる。

(使用許可の承継等)

第12条 区画墓地の使用の許可は、その区画墓地使用者の相続人又はその親族若しくは縁故者であって当該区画墓地に係る祭祀を主宰するものに限り、市長の許可を得て承継することができる。

2 前項の規定により、区画墓地の使用の許可を承継しようとする者は、区画墓地使用者の死亡の日から2年以内に、区画墓地の使用の許可の承継の申請を市長にしなければならない。

(区画墓地に係る権利の譲渡等の禁止)

第13条 区画墓地の使用に係る権利は、他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(区画墓地の返還)

第14条 区画墓地使用者は、その使用する区画墓地が不用となったときは、速やかに原状に復し、市長に返還しなければならない。

2 前項の規定により区画墓地が返還された場合は、当該区画墓地使用許可は、その効力を失うものとする。

(区画墓地の使用許可の取消し)

第15条 市長は、区画墓地使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その区画墓地使用許可を取り消すことができる。

(1) 墳墓の用に供すること以外の目的に区画墓地を使用したとき。

(2) 墓園管理手数料の納入を怠ったとき。

(3) 第12条第2項の申請が同項に定める期限までに行われなかったとき。

(4) 区画墓地使用者が住所不明となり7年を経過し、その相続人又は親族若しくは縁故者から承継の申請がなされなかったとき。

(5) 法令若しくは条例、規則又は市長の指示に従わなかったとき。

2 区画墓地使用者は、前項の規定により区画墓地使用許可を取り消されたときは、その区画墓地を原状に復し、市長に返還しなければならない。

3 区画墓地使用者が、前項の措置を行わないときは、市長が代わってこれを行い、その費用を当該区画墓地管理者から徴収する。

第3章 共同墓の使用

(共同墓の設置)

第16条 長岡市墓園に、多くの者の焼骨を埋蔵するために共同で使用する墳墓(以下「共同墓」という。)を設ける。

(共同墓の使用許可)

第17条 共同墓を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 共同墓において埋蔵できる骨壺は、1の使用の許可につき2個以内とする。

(共同墓使用者の資格)

第18条 前条第1項の許可(以下「共同墓使用許可」という。)を受けることができる者は、次に定める者とする。

- (1) 区画墓地に埋蔵されていた焼骨を改葬しようとする者（当該区画墓地を返還する場合に限る。）
- (2) 市内に住所を有する者で、焼骨（改葬及び分骨に係るものを除く。）を所持しているもの
- (3) 死亡時において本市に住所を有していた者の焼骨（改葬及び分骨に係るものを除く。）を所持している者
- (4) 前3号に定める者のほか、市長が相当の理由があると認める者
（共同墓の使用方法）

第19条 共同墓使用許可を受けた者（以下「共同墓使用者」という。）は、当該許可を受けた日から1年以内に、当該許可に係る焼骨を共同墓に埋蔵しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、埋蔵の期限を別に定めることができる。

- 2 共同墓使用者は、焼骨を埋蔵する前にあっては、市長に届け出て共同墓の使用を辞退することができる。
- 3 共同墓に埋蔵する焼骨は、共同墓使用者があらかじめ用意した骨壺に納めるものとする。
- 4 前項の骨壺は、規則で定める基準に適合していなければならない。
- 5 市長は、共同墓使用許可の日から20年を経過した焼骨について、骨壺を用いない方法により埋蔵することができる。
- 6 前項の場合において、当該焼骨を納めていた骨壺は、市長において廃棄をするものとする。

（墓誌の掲示）

第20条 共同墓使用者は、規則に定めるところにより、墓誌を共同墓に掲示することができる。

- 2 掲示する墓誌の数は、1個の骨壺につき1枚とする。

（共同墓使用料）

第21条 共同墓使用者は、別表第3に定める共同墓使用料を納入しなければならない。

- 2 前項の共同墓使用料は、共同墓使用許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（共同墓使用料の還付）

第22条 既納の共同墓使用料は、還付しない。ただし、共同墓使用者が、当該使用許可を受けた日から6月以内に、第19条第2項の規定により共同墓の使用を

辞退したときは、別表第3に規定する還付額の共同墓使用料を還付するものとする。

(共同墓に係る権利の承継)

第23条 共同墓使用者が焼骨を埋蔵する前に死亡した場合は、当該共同墓の使用に係る権利は、当該焼骨の祭祀を承継する者に、市長の許可を得て承継することができる。

(共同墓に係る権利の譲渡等の禁止)

第24条 共同墓の使用に係る権利は、他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(焼骨の返還)

第25条 共同墓に埋蔵された焼骨は、返還しない。ただし、共同墓の使用許可の日から20年を経過するまでの間においては、共同墓使用者又は共同墓使用者からその祭祀を承継した者(以下「共同墓使用者等」という。)は、共同墓に埋蔵された焼骨の返還を市長に求めることができる。

(共同墓の使用許可の取消し)

第26条 市長は、共同墓使用者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その共同墓使用許可を取り消すことができる。

(1) 第19条第1項の規定に反し、焼骨を埋蔵しないとき又は許可に係る焼骨以外の焼骨等を埋蔵したとき。

(2) 法令若しくは条例、規則又は市長の指示に従わなかったとき。

2 共同墓使用者等は、前項の規定により共同墓使用許可を取り消された場合(既に焼骨を共同墓に埋蔵しているときに限る。)は、市長が指定する期限までに当該焼骨を引き取らなければならない。

3 市長は、前項の措置が行われなるときは、当該焼骨を改葬することができる。

第4章 雑則

(入園者等の遵守事項)

第27条 何人も、墓園内に死体を埋葬してはならない。

2 墓園の入園者は、市長の管理上の指示に従い、墓園の土地、施設、樹木等を損傷し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第29条 市長は、墓園内の土地、施設、樹木等を損傷し、又は許可を受けないで区画墓地を使用し、若しくは共同墓に焼骨を埋蔵した者に対し、5万円以下の

過料に処することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前に改正前の第3条第1項の規定により行われた墓地の使用許可は、改正後の第4条の規定により行われた区画墓地の使用許可とみなして改正後の条例の規定を適用する。
- 3 施行日前の行為に係る改正前の第16条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第7条関係）

区画墓地使用料

区分	使用料（1区画当たり）			
	長岡市墓園	長岡市越路墓園	長岡市仏の入墓園	長岡市小島谷墓園
3.3平方メートル		136,000円		100,000円
4平方メートル	149,000円		100,000円	
6平方メートル	222,000円		150,000円	

別表第2（第9条関係）

墓園管理手数料

区分	手数料（1区画当たり、1年につき）			
	長岡市墓園	長岡市越路墓園	長岡市仏の入墓園	長岡市小島谷墓園
3.3平方メートル		1,300円		1,000円
4平方メートル	1,800円		1,000円	
6平方メートル	2,700円		1,000円	

備考

- 1 長岡市墓園、長岡市越路墓園及び長岡市小島谷墓園について、年度の中で使用の許可をした場合は、月割で墓園管理手数料を徴収する。この場合において、1月未満の端数は、1月とする。
- 2 長岡市仏の入墓園について、年度の中で使用の許可をした場合は、その年度分の墓園管理手数料は徴収しない。

別表第3（第21条関係）

共同墓使用料

第20条に規定する墓誌の掲示の有無	使用料（1個の骨壺当たり）	還付額（1個の骨壺当たり）
掲示する場合	160,000円	72,500円
掲示しない場合	145,000円	

議案第111号

長岡市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

長岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

長岡市個人番号の利用等に関する条例（令和4年長岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

13	市長	子どもの医療費を助成する事務であって告示で定めるもの
14	市長	老人医療費を助成する事務であって告示で定めるもの
15	市長	精神障害者の医療費を助成する事務であって告示で定めるもの
16	市長	妊産婦の医療費を助成する事務であって告示で定めるもの

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第112号

長岡市コミュニティセンター条例の一部改正について

長岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

長岡市コミュニティセンター条例（平成15年長岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

長岡市おぐにコミュニティセンター	長岡市小国町新町304番地1	を
------------------	----------------	---

長岡市おぐにコミュニティセンター	長岡市小国町新町304番地1	に
長岡市わしまコミュニティセンター	長岡市小島谷3434番地4	

改める。

附 則

この条例は、令和6年1月13日から施行する。

議案第113号

長岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

長岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

長岡市職員等の旅費に関する条例（平成11年長岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「いとまがないときは」を「いとまがないときその他規則で定めるときは」に改め、同条第5項中「場合は」の次に「、規則で定めるときを除き」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第114号

長岡市特別会計設置条例の廃止について

長岡市特別会計設置条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市特別会計設置条例を廃止する条例
長岡市特別会計設置条例（昭和39年長岡市条例第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（診療所事業特別会計における経過措置）
- 2 廃止前の長岡市特別会計設置条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定による診療所事業特別会計の令和5年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。
（浄化槽整備事業特別会計における経過措置）
- 3 廃止前の条例の規定による浄化槽整備事業特別会計の令和5年度分の決算に関しては、なお従前の例による。

議案第115号

長岡市市税条例及び長岡市督促手数料条例の一部改正について

長岡市市税条例及び長岡市督促手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市市税条例及び長岡市督促手数料条例の一部を改正する条例
(長岡市市税条例の一部改正)

第1条 長岡市市税条例(昭和29年長岡市告示第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「督促手数料、」を削る。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

(長岡市督促手数料条例の一部改正)

第2条 長岡市督促手数料条例(昭和39年長岡市条例第14号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長岡市督促に関する条例

第1条中「及びその手数料」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長岡市市税条例及び長岡市督促に関する条例の規定は、施行日後に納期限となる納付の督促について適用し、施行日以前に納期限となる納付の督促については、なお従前の例による。

議案第116号

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部改正について

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部を改正する条例
(長岡市立学校設置条例の一部改正)

第1条 長岡市立学校設置条例(昭和39年長岡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	〃	栃尾東小学校	〃	栃尾原町4丁目3番1号	」	を
	〃	下塩小学校	〃	吉水1720番地		

「	〃	栃尾東小学校	〃	栃尾原町4丁目3番1号	」	に
---	---	--------	---	-------------	---	---

改める。

(長岡市立学校使用条例の一部改正)

第2条 長岡市立学校使用条例(平成17年長岡市条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表の2 運動場使用料(使用1回につき)の表長岡市立下塩小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第117号

長岡市学校給食共同調理場条例の一部改正について

長岡市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例
 長岡市学校給食共同調理場条例（平成17年長岡市条例第68号）の一部を次のよ
 うに改正する。

第4条の表中

長岡市中之島学校給食共同調理場	長岡市立中之島中央小学校 長岡市立中之島中学校	を
長岡市越路学校給食共同調理場	長岡市立越路西小学校 長岡市立高等総合支援学校	

長岡市中之島学校給食共同調理場	長岡市立中之島中央小学校 長岡市立上通小学校 長岡市立信条小学校 長岡市立中之島中学校	に
長岡市越路学校給食共同調理場	長岡市立深沢小学校 長岡市立越路西小学校 長岡市立高等総合支援学校	

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第118号

長岡市体育館条例の一部改正について

長岡市体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市体育館条例の一部を改正する条例

長岡市体育館条例（平成元年長岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中長岡市寺泊体育館の項を削る。

第3条中「、長岡市寺泊体育館」を削る。

第5条中「、長岡市寺泊体育館にあっては別表第14」を削り、「別表第14の2」を「別表第14」に改める。

別表第5の ア 専用使用の表及び同表備考2の項中「会議室」を「多目的室」に改め、同表中備考3の項を削り、備考4の項を備考3の項に、備考5の項を備考4の項とする。

別表第13の表中小体育館の部を削る。

別表第14を削り、別表第14の2を別表第14とする。

別表第15の表中ゲートボール場の部を削り、同表に次のように加える。

多目的ルーム	入場料等を徴収しない場合	体育競技を目的とする場合	400	
		体育競技以外を目的とする場合	800	
	入場料等を徴収する場合	体育競技を目的とする場合	800	
		体育競技以外を目的とする場合	1,600	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条及び別表第13の改正規定並びに別表第14を削り、別表第14の2を別表第14とする改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第5及び別表第15の規定は、施行日以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項の規定にかかわらず、改正後の別表第5の規定による長岡市新産

体育館の多目的室の使用の申請及び許可並びに改正後の別表第15に規定する長岡市栃尾体育館の多目的ルームの使用の申請及び許可は、施行日前においてもすることができる。この場合において、当該申請に対する許可については、それぞれ改正後の別表第5の規定又は改正後の別表第15の規定を適用する。

議案第119号

長岡市福祉サービス事業費用徴収条例の一部改正について

長岡市福祉サービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田 達 伸

長岡市福祉サービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例

長岡市福祉サービス事業費用徴収条例（平成17年長岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

別表の1 高齢者に対するサービスの表貯筋クラブの項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第120号

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「を、「総数」と」の次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第121号

長岡市保育園条例の一部改正について

長岡市保育園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市保育園条例の一部を改正する条例
長岡市保育園条例(平成13年長岡市条例第27号)の一部を次のように改正する。
別表長岡市立みしま北保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第122号

長岡市国民健康保険条例の一部改正について

長岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長岡市国民健康保険条例（昭和34年長岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「及び第19条の3」を「、第19条の3及び第19条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに」に改める。

第13条中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第15条の5の2各号列記以外の部分中「及び第19条の3」を「、第19条の3及び第19条の4」に、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第15条の6各号列記以外の部分中「第19条」の次に「及び第19条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第18条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に改め、「特例対象被保険者等」という。）となった」の次に「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を加え、「又は第15条の7」を「若しくは第15条の7」に改め、「次条第1項各号」の次に「（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「若しくは同条第2項各号若しくは第3項各号に定める額」を「、第19条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第15条若しくは第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」に、「特例対象被保険者等となった日」を「特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日」に改め、同条第2項中「若しくは同条第2項各号若しくは第3項各号に定める額」を「、第19条の3第1項に定める第15条若しくは第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の

3 第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改める。

第19条中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第19条の3第1項及び第4項中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第19条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の2又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第21条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあ

るのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2又は第15条の2」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の9」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の2又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2又は第15条の2」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の9」と読み替えるものとする。

第20条の3を次のように改める。

第20条の3 削除

第21条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第21条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第20条の3の改正規定及び附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第19条の4の規定は、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の第20条の3の規定は、施行日後に納期限となる納付の督促について適用し、施行日以前に納期限となる納付の督促については、なお従前の例による。

議案第123号

長岡市介護保険条例等の一部改正について

長岡市介護保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市介護保険条例等の一部を改正する条例

(長岡市介護保険条例の一部改正)

第1条 長岡市介護保険条例(平成12年長岡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

(長岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 長岡市後期高齢者医療に関する条例(平成20年長岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

(長岡市営住宅条例の一部改正)

第3条 長岡市営住宅条例(平成9年長岡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「長岡市督促手数料条例」を「長岡市督促に関する条例」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の長岡市介護保険条例、長岡市後期高齢者医療に関する条例及び長岡市営住宅条例の規定は、施行日後に納期限となる納付の督促について適用し、施行日以前に納期限となる納付の督促については、なお従前の例による。

議案第124号

長岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

長岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長岡市下水道事業の設置等に関する条例（平成24年長岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び農業集落排水施設事業」を「、農業集落排水施設事業及び浄化槽整備事業」に改める。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第125号

長岡市下水道条例等の一部改正について

長岡市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市下水道条例等の一部を改正する条例

(長岡市下水道条例の一部改正)

第1条 長岡市下水道条例(昭和51年長岡市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第26条の2を削る。

(長岡市農業集落排水施設条例の一部改正)

第2条 長岡市農業集落排水施設条例(平成3年長岡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第17条の2を削る。

(長岡市浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 長岡市浄化槽の設置及び管理に関する条例(平成23年長岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

(長岡市水道条例の一部改正)

第4条 長岡市水道条例(平成10年長岡市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第36条の2を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第126号

長岡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

長岡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長岡市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年長岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第127号

和解について

令和5年6月5日元消防職員が職場狙いの窃盗容疑で逮捕された事件について、原因者と次のとおり和解をするものとする。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

1 和解する相手方

長岡市幸町1丁目3番10号

市内在住者代理人 弁護士 星野 徹

2 和解事項

- (1) 相手方は、長岡市に対し、損害の賠償金として金598,332円を支払うものとする。
- (2) 長岡市と相手方との間には、前号に記載されたもののほか、一切の債権債務は存在しないものとする。

議案第128号

町（字）の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の町（字）の区域及び名称を次のとおり変更する。

この処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による経営体育成基盤整備事業潟地区（第1換地区）の換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

変 更 調 書

		変 更 前				変 更 後	
町	字	地 番				町	字
寺泊大地	五十刈	88、	89の1、	89の2、	90の1、	寺泊大地	
		90の2、	91の1、	91の2、	92の1、		
		92の2、	93の1、	93の2、	94から98まで、		
		101、	102、	108、	110、		
		111					
	入田	112の1、	112の3、	112の4、	113、		
		114の1、	114の2、	115から117まで、			
		119、	120、	171、	172の1、		
		173から186まで、		187の1、	187の2、		
		188から193まで、		194の1、			
		195から197まで、		198の1、	199、		
		200					
	中使面	360の1、	360の2、	362の1、	362の2、		
		379の1、	379の2、	380の1、	380の2、		
		381の1、	381の2、	382の1、	382の2、		
		383の1、	383の2、	384から388まで、			
		390の1、	390の2、	391の1、	391の2、		
		392の1、	392の2、	393の1、	393の2、		
		394の1、	394の2、	395の1、	395の2、		
		396の1、	396の2、	397の1、	397の2、		
		398の1、	398の2、	399の1、	399の2、		
		400の1、	400の2、	401の1から401の3まで、			
		402の1から402の3まで、		403の1から403の3まで、			
		404の1、	404の2、	405、	406、		
		407の1、	407の2、	411から417まで、			
		418の1					
	中割	512の3、	514の3、	515の1、	515の2、		
		516の1、	516の2、	517から529まで、			
		530の1、	530の2、	531の1、	531の2、		
		532の1、	532の2、	533の1、	533の2、		
		534の1、	534の2、	535の1、	535の2、		
		536の1、	536の2、	537の1、	537の2、		
		569の2、	569の3、	575の1、	575の2、		
		576の1、	576の2、	577の1、	577の2、		
		578の1、	578の2、	579の1、	579の2、		
		580の1、	580の2、	581の1、	581の2、		
		582の1、	582の2、	583の1、	583の2、		
		584から589まで、		590の一部、	591の一部		
	下割	592から594までの各一部、		595、	600の一部、		

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊大地	下割	601から606まで、 607の1、 607の2、 608の1、 608の2、 609の1、 609の2、 610の1、 610の2、 611の1の一部、 611の2の一部、 612の1の一部、 617の1の一部、 618の1の一部、 619の1の一部、 619の2の一部、 620の1の一部、 620の2、 621の1、 621の2、 622の1、 622の2、 623の1、 623の2、 625の1、 625の2、 626の1、 626の2、 627から633まで、 634の一部、 635から642まで	寺泊大地	
寺泊京ヶ入	上溜縁	2の1、 2の2の一部、3		
	上溜	26の一部		
	居前	200の一部、 201から210まで、 211の1の一部、 211の2、 212の1の一部、 212の2、 213から222までの各一部		
寺泊大地字下割640から642までの地先の字向屋敷の道路である公有地の一部				
寺泊本弁	居村前	5から29まで、48から70まで、74、 75、 76から85までの各一部、 86、 126の1、 126の4、 127、 128の2、 129から131まで、 132の1、 132の2、 133、 134の1、 134の2、 135から145まで、 146の1、 146の2、 147から167まで、 168から172までの各一部、 173の1の一部、 173の2の一部、 174から177までの各一部、 178の1の一部、 178の2の一部、 179から182までの各一部、 211から220まで、 221の一部、 224の一部、 225から232まで、 240から247まで、 248の一部、 253の一部、 254から261まで、 264の2、 265の2、 266から282まで、 283の1、 283の2、 284から286まで、 287の一部、 292の一部、 293から297まで、 298の1、 298の2、 299の1から299の3まで、 300から303まで、 304の1、 304の2、 305から307まで、 310から313まで、 320から329まで、 330の1、 330の2、 331から336まで、 343から359まで、	寺泊本弁	

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊本弁	居村前	360の1、 360の2、 361から374まで、 375の1、 375の2、 376、 377、 378の1、 378の2、 379の1、 379の2、 380、 381の1、 381の2、 382から385まで、 386の1、 386の2、 387の1、 387の2、 388の1、 388の2、 389の1、 389の2、 395の1、 395の2、 396から403まで、 404の1、 404の2、 405から407まで、 408の1、 408の2、 409、 410の1、 410の2、 411から420まで、 422から425まで、 426の1、 426の2、 427から433まで、 434の1、 434の2、 435から443まで、 444の1、 444の2、 445の1、 445の2、 446から452まで、 453の1から453の3まで、 454から457まで、 458の1から458の3まで、 459から461まで、 465から471まで、 473、 474、 475の1、 475の2、 476から480まで、 493から496まで、 498から502まで、 503の1、 503の2、 504、 509の1、 510から513まで、 522から527まで、 528から536までの各一部、 537の1の一部、 538から541まで、 542の1、 542の2、 543から552まで、 555の1、 556から567まで、 568から570までの各一部、 571の1の一部、 580の1、 581の1、 582の1、 583の1、 584の1、 585の1、 586の1、 587の1、 588の1、 591	寺泊本弁	
寺泊京ヶ入	居前	261から269までの各一部		
寺泊川崎	中向	208の1の一部、 208の2の一部、 209から219までの各一部		
寺泊当新田	弁天様 前	1243の1、 1243の2、 1244から1247まで、 1248の一部、 1251の一部、 1257の一部、 1258の一部、 1259から1263まで、 1265、 1266、 1270		
寺泊箕輪		9206の1から9206の3まで、 9207、 9208の1、 9208の2の一部、 9215の11の一部、 9215の12、 9216の1から9216の3まで		

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊大地	中割	590の一部、 591の一部	寺泊京ヶ入	
	下割	592から594までの各一部、 596から599まで、 600の一部、 611の1の一部、 611の2の一部、 612の1の一部、 612の2、 613の1、 613の2、 614の1、 614の2、 615の1、 615の2、 616の1、 616の2、 617の1の一部、 617の2、 618の1の一部、 618の2、 619の1の一部、 619の2の一部、 620の1の一部、 634の一部		
	腰巻	1009から1016まで、 1018から1034まで、 1035の1、 1035の子、 1036から1042まで		
寺泊本弁	居村前	168から172までの各一部、 173の1の一部、 173の2の一部、 174から177までの各一部、 178の1の一部、 178の2の一部、 179から181までの各一部、 221の一部、 222、 223、 224の一部、 248の一部、 249から252まで、 253の一部、 287の一部、 288から291まで、 292の一部		
寺泊京ヶ入	上溜縁	2の2の一部、2の3、 6の1、 6の2、 7から9まで、10の1、 10の2、 11、 12の1から12の3まで、 13から15まで、17の1、 17の2、 18から22まで、23の2、 23の4、 32		
	上溜	26の一部、 27から29まで、30の1、 30の2、 31		
	居前	35から38まで、69、 70、 72、 73、 183から185まで、 189から195まで、 199の1、 199の2、 200の一部、 211の1の一部、 212の1の一部、 213から222までの各一部、 223から231まで、 241から258まで、 261から269までの各一部、 270から280まで、 282の1、 282の2、 285から288まで、 290から301まで、 305、 306、 308から326まで、 328から340まで、 342から349まで、 350の1から350の3まで		
	下溜	164		
	世々割	167の1、 168の1、 168の2、 169の1、		

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊京ケ入	世々割	169の2、 170の1から170の4まで、 172の1、 173の1、 173の2、 174の1、 174の2、 175の1、 175の2、 176の1、 176の2、 177の1、 177の2、 178の1、 178の2、 179の1、 179の2、 180の1、 180の2、 181の1から181の3まで、 181の5、 181の7、 181の8、 181の14	寺泊京ケ入	
	入潟	289		
	宮ノ下	351から354まで、 355の1、 355の2、 356の1、 356の2、 357の1、 357の2、 358の1、 358の2、 359の1、 359の2、 360から363まで、 364の一部、 367の一部、 368から375まで、 377から382まで、 399から403まで、 416から420まで、 421の1から421の3まで、 422の1、 422の2、 423、 424の1、 424の2、 425の1、 425の2、 426から430まで、 431の一部、 437から441までの各一部、 447の一部、 448から452まで、 509から515まで、 519から523まで、 524の一部、 525の一部、 527から534まで、 535の1、 536から539まで、 540の一部、 541		
寺泊当新田	京ケ入 前	1853の一部、 1854の一部、 1860の1の一部、 1861の1の一部		
寺泊切替		9403から9409まで、 9410の1、 9411の1、 9412から9414まで、 9415の1、 9416の1、 9417から9422まで		
寺泊京ケ入字世々割181の14に隣接する字二番割の道路である公有地の全部、 寺泊大地字腰巻1034の地先の寺泊円上寺山の道路である公有地の一部				
寺泊川崎	四反割	57から61までの各一部、 62、 62の4、 62の5、 64の1、 64の2、 65、 66の2、 66の3、 67の1から67の5まで、 68、 68の2、 68の3、 69の1、 69の2、 70の1から70の7まで、 71の1から71の3まで、 72の1から72の4まで、 73、 73の3、 74の1、 74の2、 75の1、 75の2、 76の1から76の8まで、 77の1、 77の2、 78の1、 78の2、 79の1、 79の2、 88、 102	寺泊川崎	

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊川崎	四反畑	66	寺泊川崎	
	畑尻	89から94まで、95の1、95の2、96の1、96の2、97から101まで、103、104、106から108まで、111、112		
	三十割	171、172、173の1、173の2、174、175、176の1、176の2、177、178、179の1、179の2、180から188まで、189の1、190から193まで、194の1、194の2		
	中向	195から205まで、206の1、206の2、207の1、207の2、208の1の一部、208の2の一部、209から219までの各一部、220から239まで		
	八反割 古田	240から244まで、245の1、245の2、246の1、246の2、247の1、247の2、248の1、248の2、249の1、249の2、250の1、250の2、251の1、251の2、252から263まで、264の1、264の2、265から269まで、270の1、270の2、271から281まで、282から290までの各一部、291、292		
寺泊下曾根	中向	88の一部、89、90から93までの各一部、95、96、132から134まで、136、139、142、143の一部、145から147までの各一部、149から151までの各一部、153の一部、154の一部		
寺泊当新田	四反割	720から726までの各一部、727から730まで		
	八反割	1743の一部、1744、1745、1746の一部、1773から1779までの各一部		
寺泊川崎	四反割	53の1、53の2、54の1、54の2、55の1、55の2、56の1、56の2、57から61までの各一部	寺泊下曾根	
寺泊下曾根	中向	88の一部、90から93までの各一部、143の一部、145から147までの各一部、149から151までの各一部、153の一部、154の一部、161から164まで、165の1、165の2、166から168まで、176から180まで、193から211まで、228の2から228の4まで、229から233まで、		

変 更 調 書

		変 更 前		変 更 後	
町	字	地 番		町	字
寺泊下曾根	中向	235から241まで、 247の1、	243から246まで、 247の2、 248から257まで	寺泊下曾根	
	古開	258から272まで、 274から282まで、 284から299まで、 305から317まで、 318の2、	273の1から273の3まで、 283の一部、 304の1、 304の2、 318の1の一部、 319の一部、 320、 321の1、 321の2、 322から333まで、 337から340までの各一部		
寺泊当新田	半出し	670から674までの各一部、 683	681の一部、 682の一部、		
	四反割	697の一部、 698の一部、 709、 710の一部、 715から717までの各一部、 720から723までの各一部	707の一部、 708の一部、 711の一部、 718、 719、		
寺泊中曾根	中浜	21、 27、 29の2、 30から33まで、 273から291まで、 369	28、 29の1、 37から41まで、 362、 368の5、	寺泊中曾根	
	下浜割	375から378まで、 412の一部、 415の一部、 417から423まで、 443から468まで	404から410まで、 416の一部、 429から438まで、		
	勝手取	424の1、 424の3、	425の1、 426		
	上浜割	469から503まで、 505から515まで、	504の1、 504の2、 516の1から516の3まで		
	上辻下	517から521まで、 524から527まで、	522の一部、 523の一部、 528から532までの各一部		
	川中才	554の1の一部、 556から563までの各一部、 573の1、 574の1、 577の1、 578の1、 581から590まで、	555の1の一部、 564から572まで、 575の1、 576の1、 579の1、 580の1、 591の1、 592の1		
	村浦	999の2、 999の3、	1000の2、 1000の3		
寺泊蛇塚	居村浦	68、 69、 103の1、 103の2、 106の1、 106の2、 108の1、 108の3、 110の1、 110の3、	83の1、 83の8、 104、 105、 107の1、 107の3、 109の1、 109の7、 111の1、 111の3、		

変 更 調 書

		変 更 前				変 更 後	
町	字	地 番				町	字
寺泊蛇塚	居村浦	112の1、 114の1、 116の1、 118の1、 120の1、 122の1、 124の1、	112の3、 114の5、 116の2、 118の2、 120の2、 122の2、 124の2、	113の1、 115の1、 117の1、 119の1、 121の1、 123の1、 125の1の一部、	113の3、 115の6、 117の2、 119の3、 121の2、 123の2、 125の2の一部	寺泊中曾根	
	潟縁	562の一部、	563、	564の一部、	565の一部		
	小豆曾 根谷地	763の1、	763の3、	764の1			
寺泊当新田	中曾根 浦	279の一部、 303の一部、 347の一部、 378の1の一部、 388の1から388の3までの各一部	280から282まで、 312、 348の一部、 378の2、	313、 349、 378の3、	283の一部、 314の一部、 358の一部、 378の3、		
	中曾根 前	1641の4の一部、 1643の1の一部、 1645の2の一部		1642の3の一部、 1644の4の一部、			
寺泊新長	二十石	1068の1の一部、		1160の一部			
寺泊中曾根	下浜割	412の一部、	414、	415の一部、	416の一部	寺泊蛇塚	
寺泊蛇塚	居村浦	125の1の一部、 126の1、 128の1、 130の1、 132の1、 134の1の一部、 135の2の一部、 143の1の一部、 144の1、 146の1、 149の1、 151の1、 153の2、 155の2、 157の2、 159の2、 161の2、 163の2、	126の2、 128の2、 130の2、 132の2、 134の2の一部、 136の2の一部、 143の2の一部、 144の2、 146の2、 149の2、 151の2、 154の1、 156の1、 158の1、 160の1、 162の1、 164の1、	125の2の一部、 127の1、 129の1、 131の1、 133の1、 134の2の一部、 143の2の一部、 145の1、 148の1、 150の1、 152、 154の2、 156の2、 158の2、 160の2、 162の2、 164の2、	127の2、 129の2、 131の2、 133の2、 136の2の一部、 143の2の一部、 145の2、 148の2、 150の2、 153の1、 155の1、 157の1、 159の1、 161の1、 163の1、 165の1、		

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊蛇塚	居村浦	165の2、 166の1から166の4まで、 167の1、 167の2、 168の1、 168の2、 176の1、 177から182まで、 184から200まで、 201の一部、 207の一部、 208から217まで、 219から225まで、 226の1、 226の2、 227、 228、 235、 236、 256、 257、 387、 389から397まで、 432から434まで、 448、 462から468まで、 469の一部、 470の一部、 471から473まで、 475の1、 475の2、 476の1、 476の2、 477から492まで、 493の1、 494の1、 495の1、 496の1、 497の1、 498の1、 499の1、 500の1、 501の1、 502の1、 503の1、 504の4、 505の4、 506の4、 507の3、 508の2、 509から516まで	寺泊蛇塚	
	潟縁	538から541まで、 542から545までの各一部、 546から559まで、 560から562までの各一部、 564の一部、 565の一部、 566、 567		
寺泊当新田	反割	247の一部、 258から260までの各一部、 261、 262		
	中曽根 浦	263の一部、 264から267まで、 270から272まで、 274から276まで、 278、 279の一部、 283から293までの各一部、 1207の35の一部、 1207の36から1207の38まで、 1207の39から1207の41までの各一部、 1207の44の一部、 1209の1の一部、 1209の4、 1209の5の一部、 1209の6の一部		
	川中才	1279の4、 1279の5の一部、 1279の6、 1279の7の一部、 1280の5の一部		
真木山	道下	197の一部、 198の一部、 235の一部、 237の一部、 238		
寺泊本弁	居村前	76から85までの各一部、 87から98まで、181の一部、 182の一部	寺泊当新田	
寺泊京ヶ入	宮ノ下	364の一部、 365、 366、 367の一部、 404から415まで、 431の一部、 437から441までの各一部、 442から446まで、 447の一部、 524の一部、 525の一部、 526、		

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊京ヶ入	宮ノ下	540の一部	寺泊当新田	
寺泊川崎	八反割 古田	282から290までの各一部		
寺泊下曾根	古開	283の一部、 318の1の一部、 319の一部、 337から340までの各一部、 341から343まで、 347		
寺泊中曾根	上辻下	522の一部、 523の一部、 528から532までの各一部、 533から540まで		
寺泊蛇塚	居村浦	134の1の一部、 134の2の一部、 135の1、 135の2の一部、 136の1、 136の2の一部、 137の1から137の4まで、 138の1、 138の2、 139の1、 139の2、 141の1、 141の2、 142の1、 142の2、 143の1の一部、 143の2の一部、 201の一部、 202から206まで、 207の一部、 469の一部、 470の一部		
	潟縁	542から545までの各一部、 560の一部、 561の一部		
寺泊当新田	遠矢ヶ崎	79		
	反割	80から90まで、124、 163、 164、 165の1、 165の2、 166から182まで、 183の一部、 187から196まで、 197の1、 197の2、 198の1、 198の2、 204、 209から211まで、 217、 222から232まで、 233の1、 233の2、 234から246まで、 247の一部、 250、 251、 255、 258から260までの各一部		
	中曾根浦	263の一部、 283から293までの各一部、 294から302まで、 303の一部、 314の一部、 315から318まで、 327、 334から336まで、 337の1から337の3まで、 338の1から338の3まで、 339の1から339の3まで、 340の1から340の3まで、 341の1、 341の2、 342から346まで、 347の一部、 348の一部、 358の一部、 378の1の一部、 388の1から388の3までの各一部、 393の1から393の3まで、 404の1から404の3まで、 405の1から405の3まで、 406の1から406の3まで、 1207の35の一部、		

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊当新田	中曽根 浦	1207の39から1207の41までの各一部、 1207の42、 1207の43、 1207の44の一部、 1209の1の一部、 1209の5の一部、 1209の6の一部、 1209の16から1209の26まで、 1209の36から1209の40まで、 1209の44、 1209の63、 1209の65	寺泊当新田	
	川中才	407、 412の1、 412の2、 413の1、 413の2、 414の1、 414の2、 415、 416、 418の1、 418の2、 419の1、 419の2、 420の1、 420の2、 423、 424、 427から433まで、 434の1、 434の2、 435の1、 435の2、 436から444まで、 445の1、 445の2、 446の1、 446の2、 447の1、 447の2、 448の1、 448の2、 449、 1279の5の一部、 1279の7の一部、 1279の8から1279の10まで、 1280の5の一部、 1280の6、 1284の3、 1285の3		
	半出し	450、 451、 456、 457、 473から490まで、 503から509まで、 536から543まで、 547から549まで、 563、 564、 579、 594、 601、 614、 616、 618から620まで、 635から669まで、 670から674までの各一部、 675から680まで、 681の一部、 682の一部		
	蛭子岩	489の2、 489の4		
	四反割	684から696まで、 697の一部、 698の一部、 699から706まで、 707の一部、 708の一部、 710の一部、 711の一部、 712から714まで、 715から717までの各一部、 724から726までの各一部		
	中沢	731から741まで、 748、 753から757まで、 758の1、 759から761まで、 762の1、 762の2、 763の1、 763の2、 764、 765、 766の1、 766の2、 767の1から767の3まで、 768から813まで、 814の1、 814の2、 815の1、 815の2、 817から845まで		
	六反割	846から852まで、 853の1、 853の2、		

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊当新田	六反割	854から874まで、 879から893まで、 896から985まで	寺泊当新田	
	山下	986から996まで、 1041の1、 1041の2、 1042の1、 1042の3、 1046の1、 1046の2、 1047、 1052から1067まで、 1068の1、 1068の2、 1069の1、 1069の2、 1072、 1073、 1074の1、 1074の2、 1075から1077まで、 1090、 1091の1、 1091の2、 1092から1098まで		
	弁天様 前	1114、 1136、 1167、 1183、 1184の1、 1184の2、 1185から1190まで、 1195、 1201から1203まで、 1207、 1209、 1227から1236まで、 1237の1、 1237の2、 1238の1、 1238の2、 1239から1242まで、 1248の一部、 1249、 1250、 1251の一部、 1252から1256まで、 1257の一部、 1258の一部、 1271から1280まで、 1284から1286まで、 1300、 1319、 1337、 1347から1371まで、 1372の1、 1372の2、 1373から1391まで、 1392の1、 1392の2、 1393から1406まで、 1408、 1416、 1417、 1423、 1425、 1429から1431まで、 1437、 1455、 1464、 1465、 1468から1470まで、 1472、 1473、 1475から1487まで、 1494から1496まで、 1508から1511まで、 1515から1517まで、 1524、 1534から1554まで、 1557から1561まで		
	八反割	1562、 1563、 1564の1、 1564の2、 1565から1573まで、 1575から1585まで、 1588から1593まで、 1605、 1609、 1614、 1615、 1626、 1628、 1630から1640まで、 1650から1660まで、 1661の1、 1661の2、 1662、 1663、 1664の1、 1664の2、 1696から1701まで、 1704、 1706の1、 1708から1714まで、 1715の1、 1715の2、 1718から1742まで、 1743の一部、 1746の一部、 1747から1751まで、		

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊当新田	八反割	1752の1から1752の3まで、 1753から1765まで、 1766の1、 1766の2、 1767から1769まで、 1770の1、 1770の2、 1771の1、 1771の2、 1772、 1773から1779までの各一部、 1780、 1781、 1782の1から1782の3まで、 1783から1785まで、 1786の1、 1786の2、 1787から1791まで、 1792の1、 1792の2、 1793の1、 1793の2、 1794、 1795の1、 1795の2、 1796、 1797、 1798の1、 1798の2	寺泊当新田	
	入潟	1579の2、 1580の3、 1863から1866まで、 1867の1、 1868の1、 1869の1、 1873の1、 1874、 1875の1、 1876の1、 1877から1879まで、 1880の1、 1880の2、 1881から1895まで、 1897から1899まで、 1900の2、 1901から1903まで、 1904の1、 1904の2、 1905の1から1905の3まで、 1906から1917まで、 1918の一部、 1934から2049まで、 2050の1、 2050の2、 2051、 2052の1、 2053の1、 2054から2068まで、 2069から2077までの各一部、 2078の1の一部、 2079から2088まで、 2089の1、 2090の1、 2091から2095まで		
	京ヶ入 前	1799から1852まで、 1853の一部、 1854の一部、 1855から1859まで、 1860の1の一部、 1860の2、 1861の1の一部、 1861の2、 1862		
寺泊円上寺	下窪田	152の子、 152の丑、 152の寅、 153、 239から241まで、 242の2		
真木山	道下	20の一部、 21の一部、 23の1の一部、 23の2の一部、24、 26の1の一部、 26の2の一部、27の一部、 33の1の一部、 34の1の一部、34の2の一部、35の1、 35の2、 36の1、 36の2、 37の1、 37の2、 38の1、 38の2、 39の1、 39の2、 40の1、 40の2、 41の1、 41の2、 42の1の一部、42の2、 43の1の一部、 43の2の一部、193の一部、 194の一部、 195、 196、 197から199までの各一部		

変 更 調 書

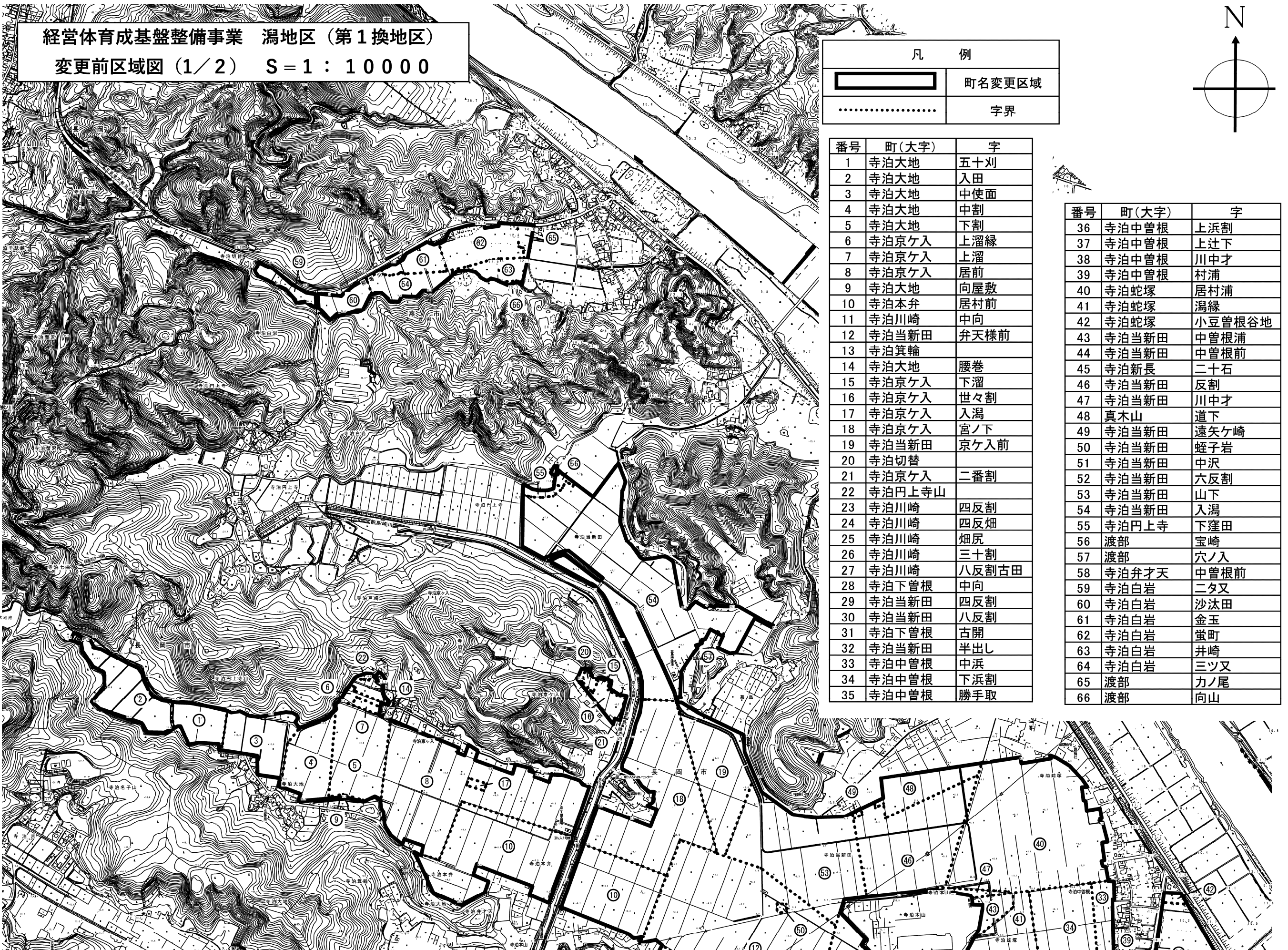
変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
渡部	宝崎	1523、 1527の1の一部、 1527の2の一部、 1528から1530までの各一部、 1532の一部、 1535の一部、 1536の一部	寺泊当新田	
	穴ノ入	2575の3		
寺泊弁才天	中曽根前	310の1		
寺泊中曽根	川中才	541から548まで、 549の1、 550の1、 554の1の一部、 555の1の一部、 556から563までの各一部	寺泊新長	
寺泊当新田	中曽根前	1641の4の一部、 1642の3の一部、 1643の1の一部、 1644の4の一部、 1645の2の一部		
寺泊新長	二十石	1068の1の一部、 1069、 1070、 1075、 1077から1080まで、 1081の1、 1082から1084まで、 1096、 1159、 1160の一部、 1161の1、 1162の3		
寺泊白岩	二タ又	210の1、 256の1、 260の1、 261の1、 262の1、 263の1、 264の1、 265の1、 266から268まで、 269の1、 269の2、 270の1、 271の1	寺泊白岩	
	沙汰田	272の1、 273の1、 274、 275の1、 276の1、 277から288まで、 534の1、 535から538まで		
	金玉	391の1、 392の1、 394の1、 395から400まで、 401の1、 402の1、 403の1、 404の1、 405の1、 406から408まで、 409の1、 410の1、 411、 412の1、 413、 414の1、 414の2、 415、 416		
	蛸町	433の1、 434、 435、 440、 441の1、 442の1、 443の1、 444の1、 453の2、 454の1、 454の2、 455から464まで、 465の1、 465の2、 466、 467、 503の1、 503の2、 504の1、 504の2、 505、 506の1から506の9まで、 507から512まで、 512の子、 512の丑		
	井崎	468から470までの各一部、 471から475まで、 480から486まで、 487の1から487の4まで、		

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊白岩	井崎	502	寺泊白岩	
	三ツ又	513から517まで、 518の1、 518の2、 519から522まで、 523の1、 523の2、 524の1、 524の2、 525から532まで、 533の1		
渡部	力ノ尾	1335から1338までの各一部、 1339		
寺泊白岩字井崎470から474まで、480から486まで、487の1、487の2の地先の渡部字向山の道路である公有地の一部				
寺泊本弁	居村前	528から536までの各一部、 537の1の一部、 537の2、 568から570までの各一部、 571の1の一部	寺泊箕輪	

及び当該変更に伴う公有地を含む。

経営体育成基盤整備事業 潟地区（第1換地区）
 変更前区域図（1/2） S=1:10000

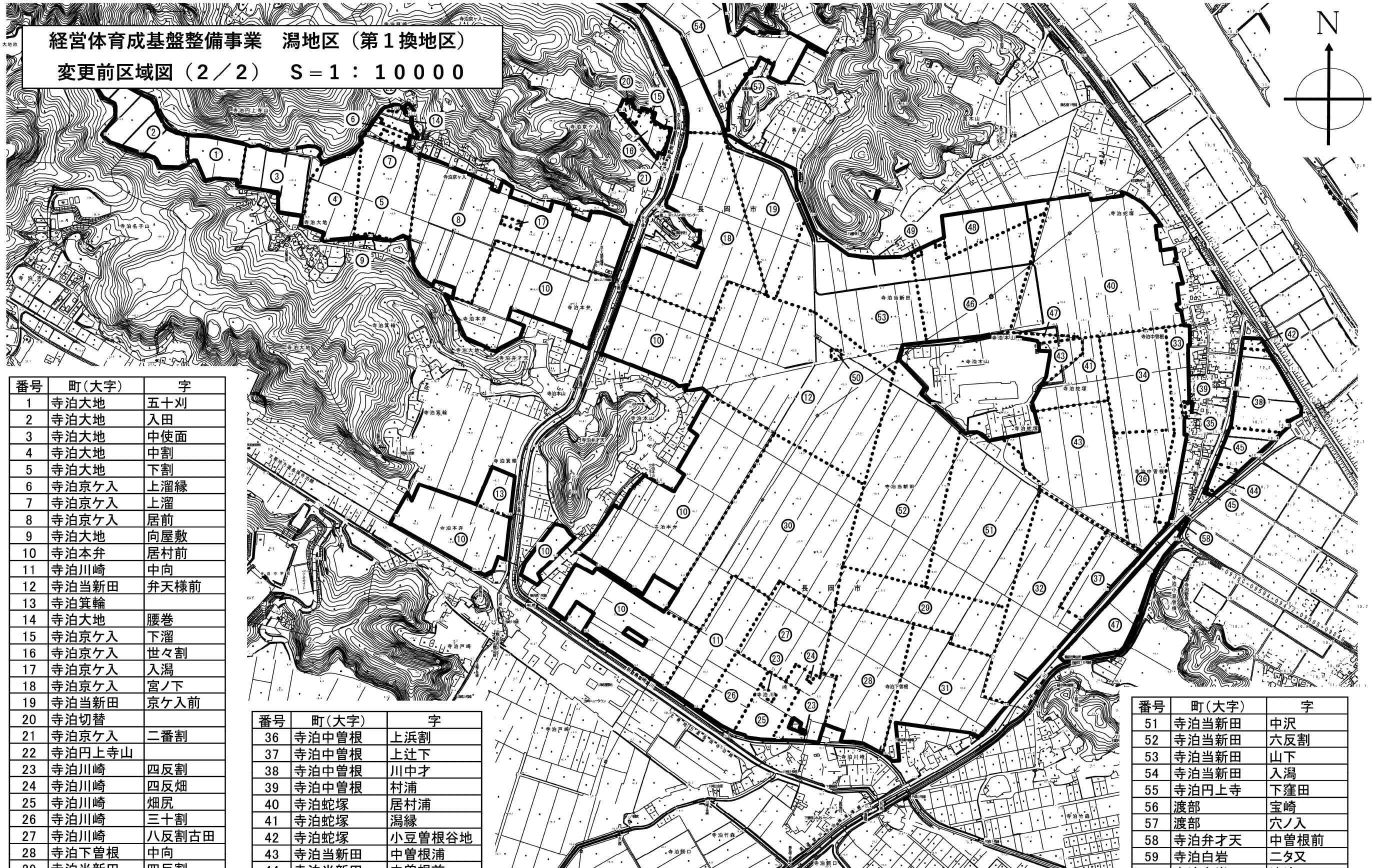


凡 例	
	町名変更区域
	字界

番号	町(大字)	字
1	寺泊大地	五十刈
2	寺泊大地	入田
3	寺泊大地	中使面
4	寺泊大地	中割
5	寺泊大地	下割
6	寺泊京ヶ入	上溜縁
7	寺泊京ヶ入	上溜
8	寺泊京ヶ入	居前
9	寺泊大地	向屋敷
10	寺泊本弁	居村前
11	寺泊川崎	中向
12	寺泊当新田	弁天様前
13	寺泊箕輪	
14	寺泊大地	腰巻
15	寺泊京ヶ入	下溜
16	寺泊京ヶ入	世々割
17	寺泊京ヶ入	入潟
18	寺泊京ヶ入	宮ノ下
19	寺泊当新田	京ヶ入前
20	寺泊切替	
21	寺泊京ヶ入	二番割
22	寺泊円上寺山	
23	寺泊川崎	四反割
24	寺泊川崎	四反畑
25	寺泊川崎	畑尻
26	寺泊川崎	三十割
27	寺泊川崎	八反割古田
28	寺泊下曽根	中向
29	寺泊当新田	四反割
30	寺泊当新田	八反割
31	寺泊下曽根	古開
32	寺泊当新田	半出し
33	寺泊中曽根	中浜
34	寺泊中曽根	下浜割
35	寺泊中曽根	勝手取

番号	町(大字)	字
36	寺泊中曽根	上浜割
37	寺泊中曽根	上辻下
38	寺泊中曽根	川中才
39	寺泊中曽根	村浦
40	寺泊蛇塚	居村浦
41	寺泊蛇塚	潟縁
42	寺泊蛇塚	小豆曽根谷地
43	寺泊当新田	中曽根浦
44	寺泊当新田	中曽根前
45	寺泊新長	二十石
46	寺泊当新田	反割
47	寺泊当新田	川中才
48	真木山	道下
49	寺泊当新田	遠矢ヶ崎
50	寺泊当新田	蛭子岩
51	寺泊当新田	中沢
52	寺泊当新田	六反割
53	寺泊当新田	山下
54	寺泊当新田	入潟
55	寺泊円上寺	下窪田
56	渡部	宝崎
57	渡部	穴ノ入
58	寺泊弁才天	中曽根前
59	寺泊白岩	二夕又
60	寺泊白岩	沙汰田
61	寺泊白岩	金玉
62	寺泊白岩	蛭町
63	寺泊白岩	井崎
64	寺泊白岩	三ツ又
65	渡部	力ノ尾
66	渡部	向山

経営体育成基盤整備事業 湯地区（第1換地区）
 変更前区域図（2/2） S=1:10000



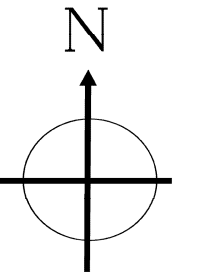
番号	町(大字)	字
1	寺泊大地	五十刈
2	寺泊大地	入田
3	寺泊大地	中使面
4	寺泊大地	中割
5	寺泊大地	下割
6	寺泊京ヶ入	上溜縁
7	寺泊京ヶ入	上溜
8	寺泊京ヶ入	居前
9	寺泊大地	向屋敷
10	寺泊本弁	居村前
11	寺泊川崎	中向
12	寺泊当新田	弁天様前
13	寺泊箕輪	
14	寺泊大地	腰巻
15	寺泊京ヶ入	下溜
16	寺泊京ヶ入	世々割
17	寺泊京ヶ入	入湯
18	寺泊京ヶ入	宮ノ下
19	寺泊当新田	京ヶ入前
20	寺泊切替	
21	寺泊京ヶ入	二番割
22	寺泊円上寺山	
23	寺泊川崎	四反割
24	寺泊川崎	四反畑
25	寺泊川崎	畑尻
26	寺泊川崎	三十割
27	寺泊川崎	八反割古田
28	寺泊下曾根	中向
29	寺泊当新田	四反割
30	寺泊当新田	八反割
31	寺泊下曾根	古開
32	寺泊当新田	半出し
33	寺泊中曾根	中浜
34	寺泊中曾根	下浜割
35	寺泊中曾根	勝手取

番号	町(大字)	字
36	寺泊中曾根	上浜割
37	寺泊中曾根	上辻下
38	寺泊中曾根	川中才
39	寺泊中曾根	村浦
40	寺泊蛇塚	居村浦
41	寺泊蛇塚	湯縁
42	寺泊蛇塚	小豆曾根谷地
43	寺泊当新田	中曾根浦
44	寺泊当新田	中曾根前
45	寺泊新長	二十石
46	寺泊当新田	反割
47	寺泊当新田	川中才
48	真木山	道下
49	寺泊当新田	遠矢ヶ崎
50	寺泊当新田	蛭子岩

番号	町(大字)	字
51	寺泊当新田	中沢
52	寺泊当新田	六反割
53	寺泊当新田	山下
54	寺泊当新田	入湯
55	寺泊円上寺	下窪田
56	渡部	宝崎
57	渡部	穴ノ入
58	寺泊弁才天	中曾根前
59	寺泊白岩	二ヶ又
60	寺泊白岩	沙汰田
61	寺泊白岩	金玉
62	寺泊白岩	蛸町
63	寺泊白岩	井崎
64	寺泊白岩	三ヶ又
65	渡部	力ノ尾
66	渡部	向山

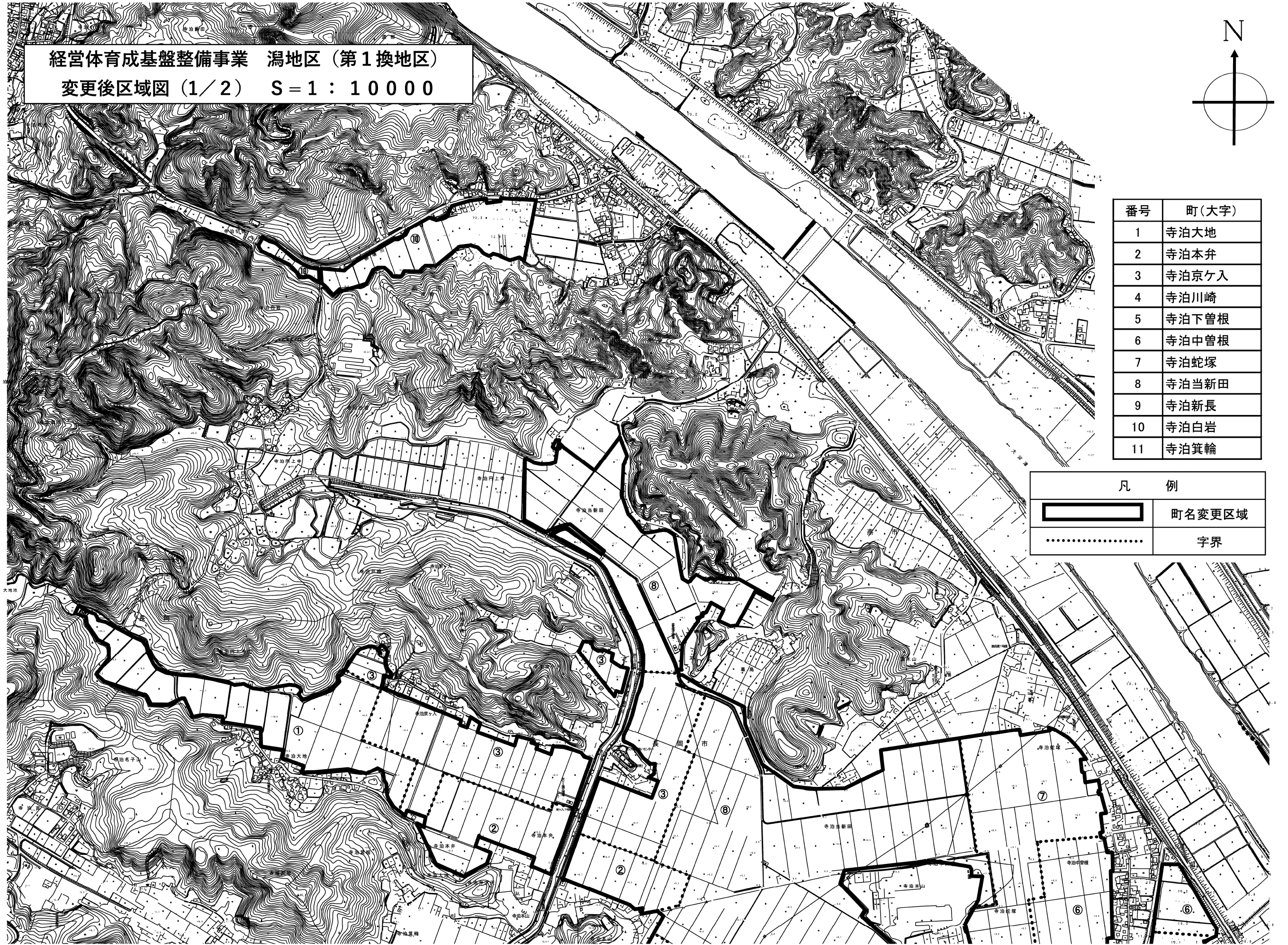
凡 例	
	町名変更区域
	字界

経営体育成基盤整備事業 瀧地区 (第1換地区)
 変更後区域図 (1/2) S=1:10000

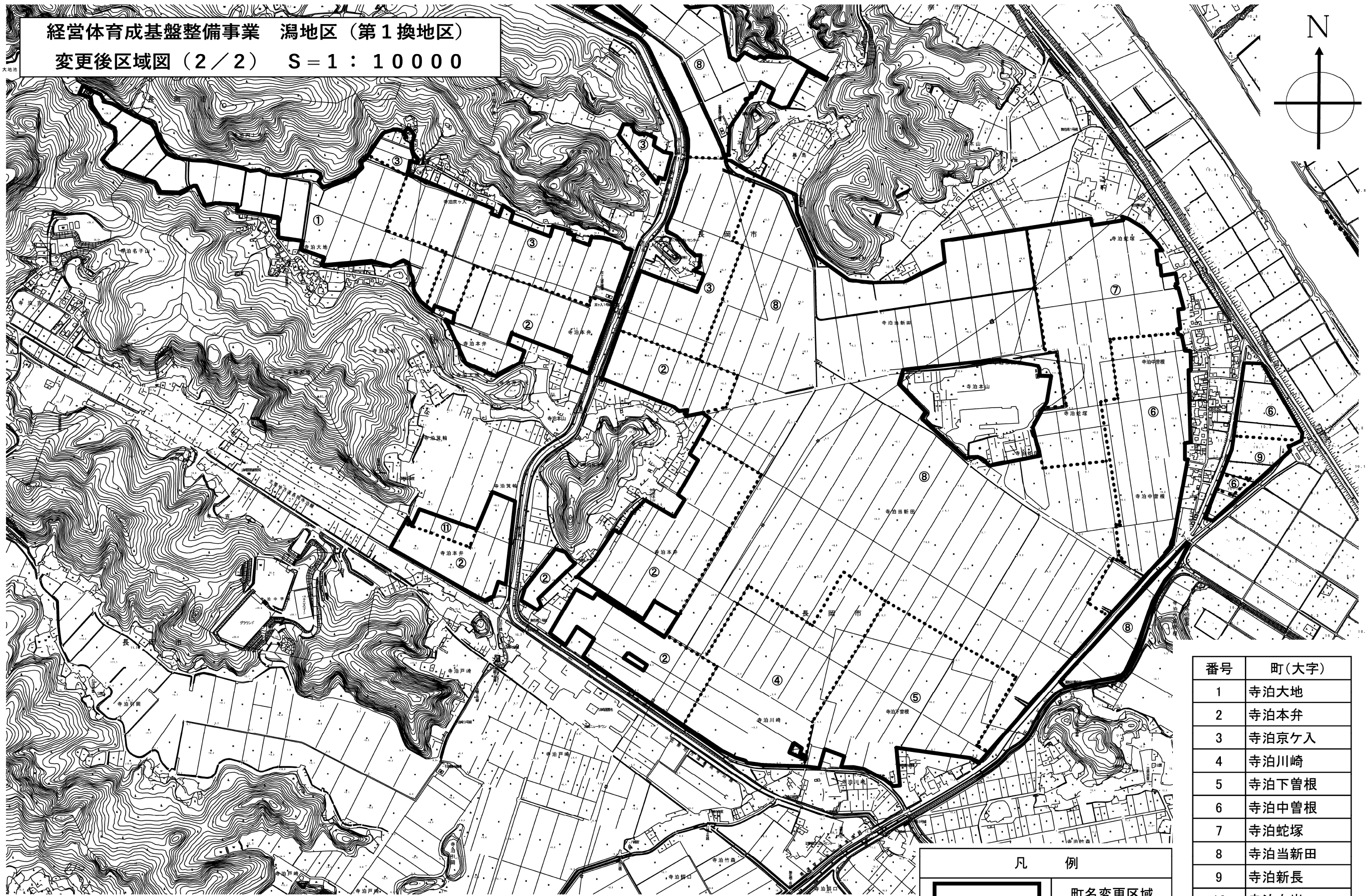


番号	町(大字)
1	寺泊大地
2	寺泊本弁
3	寺泊京ヶ入
4	寺泊川崎
5	寺泊下曾根
6	寺泊中曾根
7	寺泊蛇塚
8	寺泊当新田
9	寺泊新長
10	寺泊白岩
11	寺泊箕輪

凡 例	
	町名変更区域
	字界



経営体育成基盤整備事業 潟地区（第1換地区）
 変更後区域図（2/2） S=1:10000



番号	町(大字)
1	寺泊大地
2	寺泊本弁
3	寺泊京ヶ入
4	寺泊川崎
5	寺泊下曾根
6	寺泊中曾根
7	寺泊蛇塚
8	寺泊当新田
9	寺泊新長
10	寺泊白岩
11	寺泊箕輪

凡 例	
	町名変更区域
	字界

議案第129号

市道路線の認定及び変更について

市道路線を次のとおり認定及び変更する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

認 定 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
富曽亀337号線	稲葉町字菱田804番21地先		6.0~13.1	図1 ア~イ
	稲葉町字菱田804番15地先		107.5	
深才305号線	西津町字本田1990番6地先		6.0~13.1	図2 ア~イ
	西津町字本田1990番7地先		178.8	
青葉台143号線	陽光台4丁目1379番149地先		8.0~15.1	図3 エ~オ
	陽光台4丁目1379番155地先		102.2	
青葉台144号線	陽光台4丁目1379番162地先		8.0~15.1	図3 カ~キ
	陽光台4丁目1379番169地先		103.5	
青葉台145号線	陽光台4丁目1379番176地先		8.0~15.1	図3 ク~ケ
	陽光台4丁目1379番184地先		104.7	

変 更 調 査 書

旧 新 別	路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点		延長(m)	
旧	青葉台140号線	陽光台4丁目1379番98地先		8.0~15.1	図3 ア~イ
		陽光台4丁目1379番131地先		180.9	
新	青葉台140号線	陽光台4丁目1379番98地先		8.0~15.1	図3 ア~ウ (287.8m延長)
		陽光台4丁目1379番177地先		468.7	

議案第130号

財産の処分について

次のとおり財産を処分する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

1 財産の表示

所在地	地番	区分	種目	数量
長岡市新陽1丁目	24	土地	宅地	4,188.41平方メートル
〃	25	〃	〃	11,241.98平方メートル
合計	2筆			15,430.39平方メートル

2 処分の目的

長岡オフィス・アルカディアの分譲

3 処分子定価格

149,255,000円

4 契約の相手方

長岡市新産3丁目2番地6

株式会社 アプトシステムズ

議案第131号

財産の処分について

次のとおり財産を処分する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

1 財産の表示

所在地	地番	区分	種目	数量
長岡市新陽1丁目	22	土地	宅地	2,938.06平方メートル
〃	23	〃	〃	3,259.02平方メートル
合計	2筆			6,197.08平方メートル

2 処分の目的

長岡オフィス・アルカディアの分譲

3 処分子定価格

66,928,000円

4 契約の相手方

長岡市新陽1丁目2番地

株式会社 丹冶金物サービス

議案第132号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和6年3月31日限りで新潟県市町村総合事務組合から寺泊老人ホーム組合を脱退させることとし、新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更するものとする。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約
新潟県市町村総合事務組合同規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のよ
うに変更する。

別表第1及び別表第2中「、寺泊老人ホーム組合」を削る。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第133号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市社会福祉センター
指定する団体	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第134号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡ロングライフセンター
指定する団体	株式会社北栄
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第135号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市高齢者センターけさじろ
指定する団体	社会福祉法人長岡福祉協会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第136号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市高齢者センターまきやま
指定する団体	社会福祉法人長岡三古老人福祉会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第137号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市高齢者センターふそき
指定する団体	社会福祉法人長岡東山福社会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第138号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市高齢者センターみやうち
指定する団体	社会福祉法人長岡福寿会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第139号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田 達伸

施設の名称	長岡市サンパルコなかのしま
指定する団体	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第140号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市山古志地域福祉センターなごみ苑
指定する団体	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第141号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市川口地域福祉センター末広荘
指定する団体	公益社団法人長岡市シルバー人材センター
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第142号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市デイサービスセンターけさじろ
指定する団体	社会福祉法人長岡福祉協会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第143号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市デイ・ホームけさじろ
指定する団体	社会福祉法人長岡福祉協会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第144号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田 達 伸

施設の名称	長岡市デイサービスセンターまきやま
指定する団体	社会福祉法人長岡三古老人福祉会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第145号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市デイサービスセンターふそき
指定する団体	社会福祉法人長岡東山福社会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第146号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市デイサービスセンターみやうち
指定する団体	社会福祉法人長岡福寿会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第147号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市デイサービスセンターサンパルコなかのしま
指定する団体	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第148号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市デイサービスセンターみしま
指定する団体	社会福祉法人長岡三古老人福祉会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第149号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市デイサービスセンターなごみ苑
指定する団体	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第150号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市デイサービスセンターわしま
指定する団体	社会福祉法人長岡三古老人福祉会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第151号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市デイサービスセンターよいた
指定する団体	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第152号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市中之島体育館
指定する団体	中之島体育施設運営グループ
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第153号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市中之島北体育館及び長岡市信濃リバーサイドパーク 野外活動施設
指定する団体	中之島体育施設運営グループ
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第154号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市中之島野球場
指定する団体	中之島体育施設運営グループ
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第155号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市越路体育館
指定する団体	山崎・小川共同企業体
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第156号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市長谷川運動公園及び長岡市成出運動広場
指定する団体	山崎・小川共同企業体
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第157号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市越路B & G海洋センター
指定する団体	山崎・小川共同企業体
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第158号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市榊形山自然公園
指定する団体	山崎・小川共同企業体
指定の期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第159号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市巴ヶ丘自然公園
指定する団体	山崎・小川共同企業体
指定の期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第160号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市和島野球場
指定する団体	株式会社新潟ビルサービス
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第161号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市和島B & G海洋センター
指定する団体	株式会社新潟ビルサービス
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第162号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市栃尾体育館
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第163号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市吉水体育館
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第164号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市吉水運動広場
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第165号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市塩谷運動広場
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第166号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市営栃尾テニス場
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第167号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市道の駅良寛の里わしま
指定する団体	特定非営利活動法人和島夢来考房
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第168号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市杜々の森名水公園
指定する団体	杜々の森名水公園管理運営組合
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第169号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市次世代農業推進拠点施設
指定する団体	あぐらって長岡共同企業体
指定の期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第170号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市人杉公園
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第171号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市デイサービスセンターおおの苑
指定する団体	社会福祉法人刈谷田福祉会
指定の期間	変更前 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで 変更後 平成31年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第172号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市東山ファミリーランド及び長岡市営東山テニス場
指定する団体	長岡東山フェニックスグループ
指定の期間	変更前 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで 変更後 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第173号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市八方台いこいの森
指定する団体	長岡東山フェニックスグループ
指定の期間	変更前 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで 変更後 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第174号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市営スキー場
指定する団体	長岡東山フェニックスグループ
指定の期間	変更前 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで 変更後 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第175号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市和島オートキャンプ場
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第176号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市道院自然ふれあいの森及び長岡市とちおふるさと交流広場
指定する団体	栃尾施設管理合同会社
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第177号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市うまみち森林公園
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第178号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市川口体験交流センター
指定する団体	フレンドシップ木沢
指定の期間	変更前 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで 変更後 平成31年4月1日から令和8年3月31日まで